

2020年11月4日

各 位

九州植物検疫協会

インド産バナナネモグリセンチウ寄主植物に係る緊急の暫定措置の実施について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

バナナネモグリセンチウ (*Radopholus similis*) は、バナナ、アボカド、オクラ、ショウガなどの様々な植物の根にもぐり込んで根を枯らしてしまう線虫であり、発生国からの寄主植物の輸入に際しては、農林水産省から輸出国の植物検疫当局に対して、植物防疫法施行規則別表一の二の七項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、本線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求しています。

先般、植物防疫所が実施した輸入検査において、本線虫に係る所定の検疫措置要件を満たした旨が追記された検査証明書を添付したインド産アヌビアス (*Anubias barteri*) 苗から本線虫が検出されたとのことです。

このため、農林水産省消費・安全局植物防疫課から（一社）全国植物検疫協会事務局に対して、インドから輸入される本線虫の寄主植物については、添付された検査証明書に本線虫に係る所定の追記がある場合であっても、当面の間、輸入検査において以下の暫定措置を行う旨の通知がありましたので、取り急ぎお知らせします。

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてインドから輸入される規則別表一の二の七項に掲げる植物
(参照：https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12.html#t1-2)

2 対応を行う期間

令和2年11月11日から当面の間

3 検定

① 栽培の用に供する植物

輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号。以下「規定」という。）別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行うとともに、検査数量の10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施する。

② 栽培の用に供しない植物

規程別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行い、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施する。